

令和5年6月27日

南箕輪村長 藤城 栄文 様

南箕輪村農地利用最適化の推進等に関する

# 意見書

南箕輪村農業委員会

会長 高木 繁雄

日ごろから、当農業委員会への格別なご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農業の現状は、農業者の減少等による生産基盤の脆弱化、地球温暖化、頻発する自然災害、さらにコロナ禍がもたらした生活様式・消費形態の変化やロシアのウクライナ侵攻による肥料原料や飼料穀物などの農業に必要な資源価格の高騰等、多くの課題に直面しています。

農業の諸問題解決に向けて、国は農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）を改正し、「人・農地プラン」は地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）として法定化されました。

当農業委員会では、村農政部門と連携し、「地域計画」策定のたたき台となる「目標地図」の素案の作成に向け、地域との話し合い等に参加し、この地図で明らかになる地域農業の方向性に基づいた農地の集積・集約化活動を行っていく所存です。

さて、当農業委員会は現委員の任期が、令和 5 年 7 月 19 日をもって満了となります。3 年間の活動のまとめとして農業者や農業・農村が抱える諸問題をテーマにワークショップを開催しました。また、昨年 11 月に開催した農地利用調整会議では、農業者との意見交換会を開催し、農業者からの意見を聞く機会を設けました。寄せられた様々な意見や要望について検討を重ねた結果、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施し、南箕輪村農業の生産基盤のより一層の強化を図るため、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり意見書として提出いたします。

本意見書は、農業委員・農地利用最適化推進委員としての活動を通して直面した諸問題、農業者や土地所有者、地域からの「現場の声」を取りまとめたものです。要望内容の施策立案・実施と関係予算の確保等についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

## 1 地産地消の推進

地産地消の推進は、村農作物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、さらには輸送費の削減や食文化の伝承等にも寄与するなど様々な効果が期待されます。地産地消について以下のような取組みを要望します。

### (1) 地元の飲食店、学校給食等での村農産物の活用、家庭での利用拡大

村農産物を地元飲食店や学校給食に活用してもらえるよう、村が積極的に村農産物関連の情報を提供し、販路拡大できる取組みを要望します。

また、家庭でも地産地消の取組みができるよう、栄養士等と協力し、村農産物を活用した料理教室の開催やレシピなどの情報発信を要望します。

### (2) 地域の PR、地域ブランドの開発

地産地消の推進には、まずは地域特有の食材や製品を広くアピールすることが必要です。そのために、地域の PR 活動を積極的に行い、地域ブランドを構築していくことが重要です。村農産物を消費者に自信を持って買ってもらえるよう、地域ブランドを開発する取組みを要望します。

## 2 太陽光発電設備の設置等に関する条例化について

太陽光発電は地域の電力需給バランスの改善や地球温暖化防止につながることから設置が増えています。近年では営農型太陽光発電事業への参入を検討している個人や団体からの問い合わせも増えています。

営農型太陽光発電事業は、作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入増、農業経営の規模拡大や6次産業化の推進が期待できる一方、適切に設置されなければ隣接する農地や周辺環境に悪影響があるため、農地法（昭和27年法律第229号）以外での規制、手続、手順の厳格化が必要です。

現在、南箕輪村では太陽光発電事業についてはガイドラインがありますが、太陽光発電設備の設置により周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、また設置により周辺環境に悪影響があると判断された場合には村による許可の取り消し、改善命令、立入調査、勧告、一時停止命令などができるよう、太陽光発電設備の設置について早急な条例化を要望します。また、ただ規制するだけでなく、営農型太陽光発電事業について、農業振興につなげられるよう情報提供することも大切です。地元の農業者が参入しやすいような取組みについてもご検討を要望します。

### 3 農業者支援

南箕輪村では令和2年に、人・農地プランを策定し、実質化しているようですが、高齢化等に伴い、どの地区においても中心経営体が不足していることが窺えます。農業従事者の減少に歯止めをかけるためには、親元、非農家からの就農にかかわらず、将来の担い手を確保することが重要となります。

就農者を増やすため、農地や農業用機械の継承、先輩農業者からの栽培技術の助言・指導、就農形態に応じた各種補助制度等の周知と活用、手続の簡素化を図るなど、地域の一員となる農業後継者の確保と育成について支援の拡充を望みます。

また、離農等により使わなくなった農機具等については、状態の良い農機具を集約し、新規就農者等に貸し付けるなど、農機具等の有効活用を要望するとともに人手不足解消の取組みとして、短期的に農業に従事できる人を村で雇用し、派遣するなどの取組みも要望します。

### 4 遊休農地対策

耕作放棄地は有害鳥獣、病虫害の発生等、近隣耕作地に悪影響を及ぼし、農地の持つ自然環境の保全、景観、防災効果の機能低下を引き起こします。

また、近年、作業の効率化のため、大型機械を導入する農業者が増えています。が、圃場や農道が狭く、効率的利用が困難な場所は担い手となる人材や組織が不足しているため、荒廃が進んでいます。

耕作放棄地を解消した場合、現在、村営農センターでは10アール当たり15,000円を交付する耕作放棄地解消対策事業補助金制度があり、遊休農地を解消するための有効な支援策となっています。

しかし、長年耕作放棄された農地では原状回復にかなりの費用や手間が掛かるため、解消をあきらめざるを得ない状況にあります。

従いまして、新たな耕作に取り組む環境を整えるため、耕作放棄地解消対策事業補助金の増額を村及び村営農センターに要望します。

また、荒廃化した農地を復元する際に、重機等を使用した抜根や伐採等、大規模な整備が必要な場合においては、村内の土木業者等に協力を依頼するなどの新たな取組みを要望します。

## 5 基盤整備

基盤整備は、農作業の効率化や経営規模拡大に対して効果的であり、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の増加を防ぐための方策として極めて重要です。

効率的な農業経営ができるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を要望します。

また、農地の法面や水路、ため池、農道の維持管理などは、地域の担い手にとって大きな負担となっています。多面的機能支払交付金について各地域で勉強会を開くなど、制度について漏れなく周知し、地域ぐるみで保全・管理体制を構築したうえで地域住民による保全活動を活性化するなど、より効果的に制度を活用できるような取組みを要望します。

## 6 農地の利用と管理

様々な理由により、管理の難しい農地が増えており、農地の利用及び管理方法についての見直しが必要であると感じています。このため、以下のような取組みを要望します。

### (1) 担い手不在の農地について

耕作不便等の理由により、担い手不在となっている農地について、荒廃化予防のため、担い手が見つかるまでの間、村が管理できる仕組みの構築を要望します。

### (2) 農業振興地域整備計画の見直し

南箕輪村では、優良な農地を確保し農業の健全な発展を図るため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき「農業振興地域整備計画」を策定し、農用地として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めています。

しかし、近年、開発が進んだことにより、農用地区域の一部で、集団的農地としての要件を欠いた小規模かつ点在した農地が顕在化しています。

このため、経済・社会情勢の変化に応じた農業振興地域整備計画の総合見直しが必要と考えますが、総合見直しを行う際は、予算及び人員の十分な確保を行った上で計画的に行われるように要望します。

### (3) 不法投棄されたままの農地への対策

不法投棄は、廃棄物の処理に多くの費用がかかり、他人の財産や権利、健康等を侵害し、自然環境を損ねるほか、土壌の汚染など環境への影響も心配されます。

このような農地は担い手が見つからず、荒廃化が進むため、不法投棄の早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組み等を一層推進していただくよう要望します。

#### (4) 農地を大切にする・農業の楽しさを伝える教育の推進

子どもに対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。特に分業化、都市化が進む今日では、食べ物の生産現場に思いをはせる機会が少なくなってきたおり、「食と農の距離」を見直すことは今後の生活や社会を考えるうえで大きな課題となっています。

そこで、子ども達と農業体験を行うなど、土に直に触れ、体を動かし、毎日成長する農作物と向き合うなどの体験的な学習の場を提供し、農業の楽しさと厳しさ、農地と農村、農業を守ることの大切さを知り、豊かな心を育む教育の推進を要望します。

### 7 農業委員及び農地利用最適化推進委員の増員

農業委員会は、長年にわたり、農地法に基づく売買・貸借の許可等農地の適正な権利移動を支える組織として機能してきましたが、平成28年4月施行の改正農業委員会法ではそれまで任意事務であった「農地等の利用の最適化の推進に関する事務」を農業委員会の必須事務として位置付け、担い手等への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を積極的に推進していくこととなりました。さらに令和元年に成立した農地中間管理事業等関連法では、農業委員会が「農地所有者等の意向把握」「地域での話し合いへの参加」を行うことが明確化されました。限られた人員体制の中、それぞれの委員が農業・農村を守るという使命と責任をもち、農地利用の最適化を実現すべく幅広い取り組みを行ってまいりました。

また、令和4年に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）が改正され、平成24年から地域の農地利用の将来像を地域の話し合いによって明らかにしてきた「人・農地プラン」は、新たに「地域計画」として法定化されました。その際、農業委員会は「地域計画」策定のたたき台となる「目標地図」の素案を作成し、「地域計画」の実現に向け農地の利用関係の調整に取り組むことに期待が高まっています。

さらに農地利用の最適化の推進に向けて「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定及びその指針の実現に向け、目標設定、点検・評価等を行い、公表を行うなど「活動の見える化」についても日々取り組みを行っています。

このように年々、農業委員会の役割が複雑化し、委員の責任や負担、活動量も増えています。

このような状況からも農業委員及び農地利用最適化推進委員の人員増について定数の見直しを要望します。